

いばらき童子くん キャラクター利用規約書

○ 使用に関して

- ・キャラクターを使用する1ヶ月前までには必要書類を、ご提出ください。
- ・デザイン等の著作権は「いばらき童子くん」キャラクター管理団体（茨木商工会議所・茨木市観光協会・茨木青年会議所）に帰属します。そのため、デザイン等を使用する場合には必ず事前に申請（様式 第1号）を行い、許可を受けてください。
- ・キャラクターの使用に関しては、管理団体に所属していることが条件となります。ただし、特例として各団体が使用を許可すると判断した申請に関しては、使用許可となります。
- ・所属している団体を退会されると、キャラクターデザインの使用不可（有料・オリジナルデザイン含む）となりますので、ご注意ください。
- ・申請時に使用許諾申請書及び使用品をイメージできる資料（様式 第2号）を事務局に提出してください。
- ・「いばらき童子くん」の商標権は取得しておりません。既に、菓子類や酒類で取得はされております。本プロジェクトは、キャラクターデザインの使用に関する事業となります。よって、商品名に「いばらき童子くん（茨木童子）」というネーミングを付けるには、商標権の確認をご自身でお願い致します。商標権をめぐるトラブルに関しましては、管理団体は一切の責任を負いませんので、商品名に使用する際にはご注意ください。
- ・食品類・危険物・その他表示が必要を判断した場合は、製造物に対する責任所在を明らかにする表示が必要となります。

【表記例】

『この製造物は、「いばらき童子くん」のキャラクター管理団体が製造したものではなく、キャラクター管理団体は本商品に何ら責任を負うものではありません。』

- ・申請許可後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに報告してください。
- ・申請された事業目的以外に使用が発覚した場合は、キャラクターのイメージを著しく傷つける行為と見なし、使用許可を取消す場合もあります。
※（印刷・プリント等において、データを渡した外注業者による同様の行為が発覚した場合も含む）
- ・使用する大きさに制限はありません。
- ・申請者が「いばらき童子くん」のオリジナルデザインを発注する場合、色見本をお送りします。指定された配色を厳守してください。
- ・既存デザインで申請された場合、画像の加工等を行うことは認められません。お送りするデータのまま使用してください。
- ・原則として、キャラクターの形や色を変えて使用することは認められません。
しかし事業遂行上、やむを得ず変更したい場合は、申請時にその旨と見本を添付してください。
- ・キャラクター管理団体は、申請品が完成したのちに、損害・被害・トラブルなどが発生しても、一切責任を負いません。

○オリジナルデザインについて

- ・オリジナルデザインの制作発注依頼をする場合、別途制作料が発生します。イラスト製作において、ラフイラスト提出後においては、キャンセル料が発生いたします。
- ・オプション料金は、制作者との別途打合せの上、双方が合意した後に正式な発注となります。
- ・制作料の完納後に返金いたしません。
- ・キャラクター制作に関する修正料やキャンセル料については、制作者よりご依頼時にご案内いたしますので、ご確認をお願いいたします。
- ・イラスト請求書は、イラスト制作者名義にて発行となり、茨木商工会議所の名義ではありません
- ・茨木商工会議所を退会される際には、オリジナルデザインの使用ができません。ご了承のうえで制作となります。

○ 使用許諾できない場合

次の場合は使用許諾いたしません。

- ・デザイン等のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- ・立体物でその形状等がデザイン等の立体物と認められないとき。
- ・宗教的行事、宗教的活動、政治活動、ギャンブル事業等に使用するとき。
- ・宗教や政治的思想を表現するもの
- ・その他デザイン等の使用が適当でないと認められるとき。

《使用禁止例》

以下のような使用は禁止しますが、実際の使用にあたってはお問合せください。

- ・使用許可申請の際に記載した使用内容以外の用途への使用
- ・縦・横比を変えるなどキャラクターを変形すること
- ・キャラクターの図形の一部分を省略しているもの
- ・デザインマニュアルで示した指定色以外を使用しているもの

○ 申請内容の中止

- ・承認後にキャラクター使用を中止する場合は、使用許諾中止届（様式 第 8 号）を、申請団体に提出してください。

○ 使用許諾の取り消し

- ・使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用許諾を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。

○ 使用申請

- ・下記書類を各 1 部、郵送・持参・メール・FAXのいずれかにて所属されている管理団体に、ご提出ください。各管理団体が 申請受理後に、別途必要書類をお送りします。

【申請時必要書類】：「いばらき童子くん」デザイン等使用許諾申請書（様式 第 1）

○使用申請書の提出後について

- ・提出のあった申請書を各管理団体にて審査を行います。
- ・審査の後使用を許諾する場合は、「いばらき童子くん」デザイン等使用許諾書（様式 第 9 号）を送付しますので、保管してください。
- ・使用を許諾できない場合は、受付団体から「いばらき童子くん」デザイン等使用不許諾通知書（様式 第 10 号）によりその理由とともに通知します。

[申請書提出先（受付団体）]

- ・各申込団体にご提出ください
- ・申請に関する問い合わせ等は、各自が申請をする受付団体へ問合せください

茨木商工会議所

〒567-8588 茨木市岩倉町 2 - 150 立命館いばらきフューチャープラザ 1F

TEL:072-622-6631 FAX: 072-622-6632 Email: info@ibaraki-cci.or.jp